

## 改正貸金業法完全施行1年経過に関する会長声明

昨年6月18日に、改正貸金業法等の完全施行がなされた。これにより、いわゆる「グレーゾーン金利」が基本的に解消され、過剰与信の防止を目的とした「総量規制」等も導入された。

改正貸金業法は、重大な社会問題と化していた多重債務問題の解決のため、被害の現場を直視してきた弁護士会等の実務家団体が中心となって長年訴えてきたが、その声を立法府および行政府が受け入れ、国会においては全会一致で可決・成立した。この改正貸金業法の成立に尽力いただいた立法府および行政府の関係機関には改めて敬意を表する。

ところが、施行が迫るにつれ、「借りたくても借りられない人が増える」「ヤミ金融被害が増大する」などと、その施行の延期や再改正を求める動きが表面化し、その動きは完全施行後も続いているようである。

しかし、信用情報機関の一つである株式会社日本信用情報機構によれば、「5件以上無担保無保証借入の残高がある人数」は、平成19年3月末時点で171万人だったのが、平成23年3月時点では70万人と大幅に減少している。

また、警察庁生活安全局生活安全企画課の「平成22年中における自殺の概要資料」によれば、「多重債務が理由」となっている自殺は、平成19年の1973人から平成22年の1306人というように、年々減少している。

さらに、全国の自然人自己破産新受件数も、平成19年は14万8248件あったものが、平成22年には12万0930件と順調に減少している。

懸念視する声もあった「ヤミ金融被害」に関しても、PIO-NETに登録された「ヤミ金」関連が疑われる相談件数（出典：消費者庁）、ヤミ金融事犯の被害人員（出典：警察庁）、東京三弁護士会が運営するクレサラセンターのヤミ金融相談の比率などのデータをみても、被害の減少傾向を読み取ることができる。

「総量規制」に関しても、金融庁の調査報告によれば、完全施行以降に「貸金業で借入申込みをした」人のうち「希望どおりの金額で借入ができた」のが約7割に達し、「希望通りに借入れができなかった時の対応」についても「支出を控えた・諦めた」が約57%、「銀行カードローンから借入れを行う」としたのが約12%など、大きな混乱が生じていないことが判明した。

このように、改正貸金業法の完全施行により多重債務者が減少するなど、問題解決に向けた順調な成果が存在することを確認しなければならない。

他方で、出資法の上限金利規制については、質屋に関してのみ特例が存続しているが、その特例金利を使った脱法的事例の報告も存在する。

そのため、今後は、改正貸金業法のさらなる定着とともに、質屋の特例金利の廃止を含めたさらなる金利規制の強化・徹底をはかるべきであり、当会としても、多重債務問題の終焉に向けて今後も継続的に取り組む覚悟である。

2011（平成23）年6月29日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘